

スクール・セクシュアル・ハラスメント —こどもに対する性暴力、性虐待そして 性虐待罪であるという視点を立てる

中京大学法科大学院 教授

柳本 祐加子

I はじめに

スクール・セクシュアル・ハラスメント（以下 SSH とする）とは、高等学校以下の教育機関や私的な学びの場（たとえば塾やスポーツクラブ、その他いわゆる「お稽古事」を学ぶ場。集団指導、個人指導を問わない）で起きる、性的に不快な言動である。文科省はセクシュアル・ハラスメントを、性的に不快な言動に加え、固定的性別役割分業意識を押し付けたり、それを基準とする非難、たとえば「女のくせに…」「男のくせに…」といった非難、すなわちジェンダー・ハラスメントも含むとする。

SSH はスクール・セクハラ、あるいは単にセクハラと呼ばれることによって、その社会的認知度は高くなった。その一方で非常に「軽い」ものとして理解される傾向も生じている。しかしながら、実際の被害者支援の現場における経験や事件報道を見れば、その被害は深刻なものも少なくないにもかかわらず、被害者に対する支援はいまだ不十分である。その必要性が認識されていないとさえ見える。こうした問題は、現在の SSH の捉え方に起因するのではないか。そうだとすればその捉え方は早急に変更されなければならないが、どのような捉え方とされる必要があるのか。本稿はこの問題を考察しようとするものである。なお SSH の当事者には様々な者が含まれ、その組み合わせにより必要とされる検討点も異なる。本稿では教員や指導者（おとな）を加害者、児童・生徒（こども）を被害者とする SSH を対象とする。

II SSH をどのような視点で見る必要があるか

1. SSH には、こどもたちの性的安全を害する行為が含まれる

SSH の定義は I で見た通りである。どのような SSH が学校で実際に起きているのであろうか。新聞報道などからもその一端を垣間見ることができる。政府レベルの情報で、それを知る手掛かりとなる資料として、文科省が毎年発表する「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」⁽¹⁾に付属する「わいせつ行為等に係る懲戒処分等事案の具体的な状況」⁽²⁾がある。この「わいせつ行為等」とは「わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントをいう」とされる。その具体的事例として、体に触る、性交、盗撮・のぞき、接吻、会話などにおける性的いやがらせ、陰部等の露出、文書・画像等によ

る性的いやがらせ、裸体等の撮影があげられている。これらは、処分された教員がその所属する学校の児童、生徒に対して行った「わいせつ行為等」に限定するものではないので学校の中で現に発生しているケースの実態を明らかにするものではない。しかしこの資料には①「わいせつ行為との相手方」、②「わいせつ行為等が行われた場面」、③「わいせつ行為等が行われた場所」に関するデータがある。①の、自校の児童：16%、自校の生徒：37.1%、自校の卒業生：2.3%。②の、授業中：4.8%、放課後：9.0%、部活動：6.0%、学校行事：1.2%。③の、保健室、生徒指導室：33件、運動場、体育館、プール等：5件、職員室：2件、教室：4件。これらのデータから、ここに具体的に示されている「わいせつ行為等」が教員からその所属する児童、生徒に対し行われていると推測することは可能である。そしてこれらの行為には、逮捕される事例があることが示すように、明らかに性犯罪に該当する可能性のあるものもある。そのことから私たちはSSHと呼ばれるものの中に、犯罪に該当しうるとなからこどもに対する性的な行為、すなわち性的加害行為が含まれていると認識しなければならない。この性的加害行為を、それを受けるこどもたちの側から捉えると、こどもたちの「性的安全を害する行為」ということができる。その行為には性犯罪も含まれる。つまりSSHには、性犯罪にもなりうる、こどもたちの性的安全を侵害する行為が含まれると改めて捉えなおすことが可能となる。このような認識を前提とすると、こどもたちの性的安全を守るためにはどのような対策が必要か。こうした問題提起が可能となる。

2. こどもの性的安全を守るために何が必要か

(一) 現在日本が持つそのための仕組み

こどもの学校生活における性的「安全」を守るという観点からは、学校保健安全法をあげることができる。またこどもの性的安全を害するおとなの加害行為であるという観点からはこども虐待が、それが犯罪となりうるものであるという観点からは性犯罪規定等があげられる。

(1) 学校保健安全法 これは、2008年中央教育審議会の「子どもの心身の安全を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」とする答申を受け、学校保健法が改正され、2009年から施行された法律である。⁽⁵⁾この26条は「学校において、事故、加害行為、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、および事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう」必要な措置を講ずる努力義務があるとす。この「加害行為」はこども間のいじめや暴力と、不審者からのこどもに対する危害とされている。⁽⁶⁾この理解には、教員によるこどもに対する性的加害行為は含まれない。

この法律3条（国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする）に基づき2012年4月27日に計画期間を5年とする「学校安全の推進に関する計画」が策定された。本計画は、児童生徒等の安全を取り巻く現状と課題、学校安全を推進するための方策、方策の効果的な推進に必要な事項の三部から構成されている。2011年3月11日に発生した東日本大震災、それに引続き発生した福島第一原発事故を受け、本計画にも、原子力災害への対応と危険等発生時対処要領の作成と事件・事故災害が生じた場合の対応が書き込まれている。「不審者対策」は、学校保健法改正の主要な目的でもあったため、その充実が目的とされている。この計画もやはりこどもの性的安全を守ろうという観

点はない。⁽⁷⁾

(2) 児童虐待防止法 こどもに対する虐待には性的虐待も含まれる。したがってここで検討している教員の行為も性的虐待に該当するといえる。けれども児童虐待防止法は虐待者を、親権者や現にこどもを監護する者に限定するので、教員による性的虐待はこの法律の対象外となる。したがってこの法律が用意する虐待を受けたこどもや虐待通報者への支援や保護措置は、教員から性的加害行為を受けたこども、その通報者には適用されない。⁽⁸⁾

(3) 性犯罪規定 児童福祉法34条の「児童に淫行⁽⁹⁾をさせる行為」にはこどもを相手として自ら性行為を行うことも含まれる⁽¹⁰⁾ので、教員の性的加害行為の一部は捕捉可能である。他方教員の加害行為は刑法強かん罪として起訴される場合もある。強かん罪は「13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。」とし、親告罪とされている。このような規定を、SSHをはじめとするこどもに対する性的加害行為への対応として見た場合、いくつかの問題点を指摘できる。まず第一に「暴行または脅迫を用いて」という要件である。これは被害者の抗拒を著しく困難にする程度のものであることを要するという理解が通説、判例とされている。教員の性的加害行為は、こどもがそれを拒否できない状況を利用して行われるものであるから、抵抗を著しく困難にする程度のものすら必要ない場合がほとんどであるといってよい。こどもへの性虐待は、加害者であるおとなのそのこどもに対する立場上の力を濫用して行われるものであるという事実を見逃している。⁽¹¹⁾第二に親告罪とされている点である。こどもが教員を告訴できるであろうか。教員との力関係を考えただけでもそれは非常に難しい。たとえ告訴したとしても、教員側からその力を用いて告訴取り下げに向けた様々な圧力がかかるだろう。告訴できたとしても、こどもの年齢によっては告訴能力の有無が争点となる場合もある。⁽¹²⁾児童福祉法の「淫行させる」行為は非親告罪であり、両者の違いにどのような合理性があるのか疑問視されてもいる。⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾第三に、13歳という年齢をどう捉えるかである。これについてはたとえば強制わいせつ罪について「これらの者（筆者注：13歳未満の者）はわいせつ行為の意味を正しく理解できず、法律上有効な同意をする能力がないという理由に基づく。それゆえ、その同意を得て行われたわいせつ行為も本罪を構成する」とした上で、強かん罪に関する13歳未満の女子への規定も同様との説明がある。⁽¹⁵⁾こうした説明に基づけば、13歳という年齢を「性交同意年齢」と理解できる。この年齢について日本は、国連・女性差別撤廃委員会やこどもの権利委員会から、その引き上げを勧告されている。2012年8月1日に開催された男女共同参画会議で承認された、男女共同参画局女性に対する暴力に関する専門調査会報告書『「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～』もこれについて検討している。同専門調査会はこの年齢の引上げの方向を示したが、本報告書に、この年齢について注目すべき記述がある。第一は、「暴行又は脅迫を用いない姦淫によっても強姦罪が成立する年齢を「性交」を「同意」することができる「年齢」であるかのような印象を与える「性交同意年齢」との表現は、この欄以降使用していない（同報告書8頁）。」との記述である。この理由を本報告書は「児童福祉法において、児童に淫行させる行為が禁止されており、また、その他の児童の保護に関する観点から定められた法令の規定により、18歳未満の児童に対する淫行が処罰されている」からだとする（同報告書8頁）。第二は、「『強姦罪が性的自由に対する罪

としての位置づけが判例・通説である中で、低年齢層の性的自由を制限することとなる年齢の引き上げと、若年層の意思決定年齢を一般的に引下げをを求める方向性とは整合しているのかとの論点が生じうる。それを整理するため、低年齢層に対する強姦罪を、性的自由に対する罪としての位置づけとは別に、低年齢層を保護するという観点から位置づけることが望ましい』旨の見解も示された。」(同報告書7頁)との記述である。これらの記述はこどもの性的安全を守るという観点から、とても重要なものといえる。児童福祉法との整合性を取る必要性を示し、こどもに対する強かん、強制わいせつを、こどもを保護することを目的に、現行の規定とは別に設ける必要があるとの提案と理解できるからである。同時にこれは、日本(の刑法)には、こどもの性的安全を保護法益とする犯罪類型がないことを明らかにする。

(4) このように日本には現在、こどもの性的安全を守るための仕組みが殆どない。仕組みがないということは、その必要性が認識されていないことを意味する。否、そもそもこどもの性的安全という概念が共有されていないのではないか。ここで若干、2012年5月に開催された日本教育法学会プレ・シンポジウム「スクール・セクハラと教育法学」における議論を紹介しよう。⁽¹⁶⁾ 2名の問題提起者⁽¹⁷⁾(金子由美子、関口久志)はSSHの現状を分析し、充実した被害者支援や防止教育の必要性を提示した。それを受けてSSH被害者支援活動に携わるNPO関係者から被害実態や防止対策等についてさらに詳細な指摘がなされた。⁽¹⁸⁾ その中には、「恋愛」という名の下に行われる教員による性的加害の問題性も含まれていた。これに対し「教師と高校生の恋愛はありうる。それはこどもの自己決定に基づいてなされる行為である。その行為に対し、それはSSHだ、性的加害行為だと指摘するのは「余計なお世話」で、性の自己決定権というこどもの権利保障と衝突する恐れがあるのではないか」という疑問が出された。この疑問は、教育関係者や教育法研究者で、かつ性的自由放任主義的こどもの権利擁護論者から出がちなものである。私には、この態度、つまり、性に関係する個人的な行為に対する法的介入は謙抑的であるべきだという考え方が、加害者、被害者として当事者を把握し、一方には制裁を加え、他方には保護を与えることをためらわせているように見える。こどもの性的安全を守る仕組みが殆どないことと、性的自由放任主義的こどもの権利擁護教育(法)関係者のこのためらいがあいまった結果が現状であると解釈すれば、被害者支援、加害者対策、双方ともにまったく不十分なものでしかないのは至極当然のことである。⁽¹⁹⁾ 同様の理由で、学校保健安全法にも、それに基づく「学校安全に関する計画」にも、こどもの性的安全の確保に関する記述がないのだと理解できる。

この現状を変え、こどもの性的安全を守る仕組みを作り機能させるためには、SSHをはじめとするおとなによるこどもに対する性的加害行為に関する捉え方を変え、上述した「ためらい」を乗り越える理論を提示する必要がある。

(二) 他国の法律や条約が示すこと

世界に目を転じると、こどもに対する性暴力や性虐待は、特に21世紀を迎えて以降、重要な課題として取組まれ続けている。たとえば2006年国連・こどもの暴力調査報告書公表、2009年こどもに対する暴力事務総長特別代理任命、2007年「性的搾取および性的虐待からのこどもの保護に関する欧州評議会条約」成立⁽²¹⁾(2010年発効)、2008年リオデジャネイロで開催された第3回こどもや若者に

対する性的搾取に反対する世界会議で採択されたりオ宣言は、こどもたちへの性的搾取の撤廃を強調し、すべての国に批准が開かれている欧州評議会条約への批准を求めている（リオ宣言、C Call for Action I（1））2011年には国連・こどもの権利委員会一般的意見13号「あらゆる形態の暴力からの自由に対するこどもの権利」⁽²²⁾の発表などの動きがある。女性差別撤廃の観点からも、1995年北京行動綱領の中に「女子（girl child）が書き込まれ、2007年女性の地位委員会の優先議題は「女子に対するあらゆる差別と暴力の撤廃」とされ、2013年もそれが優先議題とされる予定である。他国の法律や条約が、こどもに対する性的虐待をどのように捉えているかを一瞥してみよう。

（1）アメリカ、ニュージャージー州刑法 この§ 2C：14は、身体的暴力や脅迫を用いた性的挿入⁽²³⁾を性的暴行罪とし、性的挿入が、13歳未満の者に対して行われた場合、被害者が13歳以上16歳未満で、・加害者が三親等以内の血族・姻族である場合、・行為者が自らの法的地位、専門職としての地位、または職業上の地位に基づき、被害者を監督する権限又は懲戒権を有する場合、そして被害者が身体障がい、知的障がいであることを知ることができた場合には、その罪が加重される（加重性的暴行罪）と規定する。親告罪ではない。

（2）欧州評議会条約 この18条は、こどもに対する性行為が次のような状況において行われた場合、その性行為を確実に刑事罰の対象となるようにすると規定する。・強制、強要、あるいは脅しが用いられた場合、・家族内も含み、信用、権威、またはこどもに対する影響力といった社会的に認められた地位が濫用された場合、・特に精神障がい、身体障がい、または依存状況が要因となつてこどものとりわけ脆弱な状況が濫用された場合⁽²⁴⁾。この条約には、司法手続きにおけるこどもへの配慮や、時効はこどもが成人してから起算されること、加害者対策、啓発活動等、こどもに対する性的虐待対策として必要な事項が網羅されている。

（3）国連・こどもの権利委員会一般的意見13号「あらゆる形態の暴力からの自由に対するこどもの権利」 この25段落が、こどもへの性的虐待のうち本稿が検討課題とする類型について「何らかの不法なまたは心理的に有害な性的活動に従事するようこどもを勧誘または強制すること」とし、これについては「おとなによってこどもに押しつけられる何らかの性的活動であり、その行為からこどもは刑法によって守られる権利を有するものである。」と注釈する⁽²⁵⁾。

（4）ここから私たちは、こどもに対する性的虐待を、こどもに対する立場上の力や影響力を行使した上で行われた性的行為と把握しようとする方向性を見て取れる。また特に脆弱性が高く、保護者や指導者に依存せざるを得ない障がいのあるこどもへの性的虐待そのものを対象とする規定が置かれていることも注目すべきである。これらの規定は、こどもに対する性的虐待はおとなのこどもに対する力の濫用であり、こどもの同意の有無は一切問わないとする考え方に基づくといえる。この力の濫用による性的虐待は、権限濫用型性的虐待とか、地位濫用型性的虐待と言い換えることができよう。こうした認識が獲得されるようになったのは、こどもを性的虐待から守ろうという決意の下、たとえば教員をはじめとする一定の立場にあるおとなからこどもに対する性的加害行為の実態をつぶさに調査、分析し、様々な定義を考察した努力と、こどもの性的安全を守るという断固とした社会的決意の結果である⁽²⁶⁾。

世界の努力の跡を確認した目で改めて（一）で検討した日本の制度を見てみると、こどもに対する

性的加害行為に対する認識、姿勢が、世界が目指すものとどれほど違うかを改めて思い知らされる。

(三) こどもの性的安全を守るために必要な法制度

SSHには、こどもに対する権限濫用型性的虐待が含まれることを正確に認識した上で、被害者支援、加害者対策、事案の調査等の手続きが制度として確立されることが必要である。そのためにも、こどもの性的安全を守るという社会的決意の合意とその決意表明として、こどもに対する権限濫用型性的虐待を犯罪とする、すなわちこども性虐待罪の創設が必要である⁽²⁷⁾。これは非親告罪であることはもちろん、この規定の創設と同時に、こども被害者保護プログラム、加害者対策の確立が同時に実現される必要がある。前者には司法面接、捜査当局からのインタビュー回数の制限、録画の証拠採用を可能とするなどの、こどもに優しい司法制度改革が含まれる⁽²⁸⁾。後者には施設内での再犯防止教育の実施、出所後の措置、すなわち既に他国において実施されている、こどもと日常的に接触する職業への就労禁止や、(GPSなどによる)位置確認、化学的去勢など、実効性のある再犯防止措置の導入が検討される必要がある⁽²⁹⁾。

こうした提案に対しては(一)で触れたように性的自由放任主義的こどもの権利擁護教育(法)学研究者等からの批判があるであろう。それに対し私は以下のような批判を、先に紹介した教育法学会プレシンプで行った。シンポジウム司会者であった山口和孝が次のようにまとめている。少し長くなるが引用する。「柳本さんから、アメリカ諸州の性犯罪規定を引き合いに出しながら、的確な批判と問題の整理がなされましたので、紹介をしておきましょう。①子どもに対する性的暴行とは、子ども同士の恋愛関係における性的行為一般ではなく、子どもの自己決定が保障されていないと客観的にみなされる状況でなされたものであること②それは、加害の立場にある者が、被害者の立場に立つ者に対して特別の権限を行使できる立場にあり、その関係性においてなされた性的関係であること③したがって、教員、医療関係者、矯正施設職員などが権限を乱用して性的な行動に及んだ時、限りなく性犯罪とみなされること④この観点から、学校の教員とこどもの性的関係は、権限乱用に近いものとみなされるというものです。こうした観点は、子どもの自己決定を否定することではなく、それを尊重するためのものだ」と、柳本さんは再三、強調されました。性的な関係を持つ者の間には、対等な関係性が成立していることがまず前提になければならないにもかかわらず、現実の学校環境をみると、子どもの自己決定権が尊重される状況にあるとは思われないとの指摘もなされました。氏の指摘は、子どもの自己決定権と性犯罪との対立構図ではなく、自己決定権を尊重すると同時に、学校での性犯罪のカテゴリーを明確にし、被害者としての子どもの救済をいかに図るといふ重要な指摘です。つまり、スクール・セクハラの実態は、力の格差がある中で発生していることの認識に立って、①子どもたちが性的な面で安全である学校環境が保障され、②彼らがしっかりと自己決定ができる教育がなされ、③教師と対等な関係性が成立していなければならないという課題の提起です⁽³⁰⁾。」おとな、特に教員は、こどもの性的なことも含むあらゆる事柄に関する自己決定する力を育むことを使命とし、それを実行する義務を負う。その教員が、こどもが拒否できない状況を利用したり、それをこどもの自己決定に基づく「恋愛」であると事実を粉飾することによって性的行為をこどもにしかけたり、性的関係を持つのは、その義務に違反する行為である。その違法性は極めて高いと言わざるをえない⁽³¹⁾。他国のこどもに対する性犯罪規定が、被害者の年齢や脆弱さ

の程度、加害者との年齢差、関係性等を考慮したものとなっているのは、こどもの性的自己決定の尊重とこどもの性的安全の保障を公正に釣り合わせようとする工夫の表れである。教員と児童・生徒との間にも恋愛は成立する、それは当事者の自己決定に基づくものであり、法的介入がなされるべきものではない。こうした理論を原則に据える考え方は、見直されるべき時期にあるというべきである。⁽³²⁾

III むすび

本稿で私たちは、SSH 被害者支援をはじめとする対応の不十分さは、SSH の捉え方に問題があるのではないか。そうだとしたらどう変えたらよいかについて考察した。

それについて私たちは、これまでの SSH 理解に、これがこどもの性的安全に対する侵害行為であるとの認識が希薄であることが対応の不十分さの原因であったこと。そしてこの理解に基づき、実は SSH というこどもの性的安全を侵害する行為には、立場やそれに由来する権限を濫用したこどもに対する性虐待が含まれ、他国の立法や条約では犯罪とされる行為であることを明らかにした。こどもの性的安全を守るという確固とした社会的合意を形成し、教員の児童・生徒に対する性的加害行為は、前者の后者に対する権限濫用型性的虐待であり、犯罪ともなりうる違法な行為であるという認識を打立て共有し、これに基づく有効な制度の確立、政策、施策が求められる。

一日も早く日本社会にこのようなことが実現するよう、先を行く他国や条約の例を参照しながら、それぞれに責任を果たしてゆこうではないか。

◇補論：セクシュアリティ、性的自認への侵害としての SSH⁽³³⁾◇

性的安全の侵害という概念には、性に関わる大きな2つの問題が含まれる。ひとつは本文で検討した、こどもの性的身体の安全に対する侵害—自分自身の身体を通して行われる、性的な領域に対する脅威や不安を与える行為—、もうひとつはこどものセクシュアリティ（性的指向）やジェンダー・アイデンティティ（性的自認）に対する侵害である。後者には、こどもたちを従来のジェンダー規範に従わせようとする力が働くもので、セクシュアル・マイノリティへの差別という要素も含まれる。たとえば同性愛についてホモねたとしてからかうとか、気持ち悪いと評価したり、同性愛者ではないかと推測される人を、中傷的噂話を流布することで排除したりする行為を具体的な例としてあげられる。またこの二つの性的安全への侵害は、ひとつの侵害行為に併存する場合もある。たとえば同性愛者に対する好奇心や嫌悪感に基づき、性的にその身体を侵害する行為をあげられる。こうした行為は、特にセクシュアル・マイノリティへの差別という要素が加わることによって、前者の行為の違法性も高くなるという関係にあるものとも考えることもできる。

セクシュアル・マイノリティの権利擁護の必要性は、近年になってようやく重要な人権問題として意識されるようになってきた。民間で実施された調査によれば、日本には総人口の約3～5%ほどのセクシュアル・マイノリティがいるのではないかと推計されている。この推計を前提とすると、学校のひとつの教室にひとりにはセクシュアル・マイノリティのこどもが存在することとなる。2010年に第3回実施された国連・こどもの権利委員会日本報告審査に提出したNGOレポートに、セク

シャル・マイノリティのこどもの問題を初めて書き込むことができた。そこには、セクシュアリティや性的自認を原因とするこども間のいじめ、親からの虐待（心身に対するや、家から追い出されるといった虐待事例）、そしてそれらを苦しめた自殺未遂の経験が記されている。日本政府は、中高年男性の自殺者が高い数値で推移していることもあり、現在自殺予防大綱に基づく対策をとっているところである。しかし自殺ハイリスク集団は中高年男性だけでなく、セクシュアル・マイノリティのこどもや若者も、実際のところ自殺のハイリスク集団である。日本ではまだセクシュアル・マイノリティの存在が十分に認識されておらず、それらの人々からの自殺相談に応じ切れていないがゆえに、その実態が知られていないに過ぎない。⁽³⁴⁾

こども時代のセクシュアリティや性的自認は、実際のところ非常にあいまいなところがある。それを「悩み」として自覚するこどもの場合、その様子が外見上の性別に対応した従来の女らしさや男らしさに合致しないために、こどもからも、親や教員をはじめとするおとなからも、様々な差別的な言葉をかけられる。これが本人に対して非常に大きな苦痛であり、それを苦しめて自殺にまで追い詰める可能性があるという事実を正確に知らなければならない。

こうしたSHは、セクシュアル・「マイノリティ」という少数者に対する、多数者である異性愛者の人々の持つ力に基づくひとつの差別である。したがって単なる言葉によるいやがらせとしてでなく、差別意識に基づくいじめや、当事者の関係性によっては虐待の一つとして理解することが必要である。⁽³⁵⁾

- (1) 女子児童の下着をめくった小学校教諭を懲戒免職 / 横浜市教委
<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20120830-00000042-kana-l14>
 毎日新聞2012年6月16日配信：みだらな行為：生徒に3年間、60代教諭を懲戒免職
<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20120616-00000134-mailo-l07>
 毎日新聞2012年6月28日配信盗撮：新居浜南高教諭を懲戒免職処分に
<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20120628-00000303-mailo-l38>
 毎日新聞2012年6月22日配信女児盗撮：教室にカメラ 容疑で小学校教諭を逮捕
<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20120622-00000250-mailo-l34>
- (2) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1314316.htm
- (3) 同様の指摘をするものとして、山口和孝「日本教育法学会プレ・シンポジウムより スクール・セクハラと教育法学」『季刊セクシュアリティ』（エイデル研究所、2012年）19頁。柳本祐加子「スクール・セクシュアル・ハラスメント—これをどう問題とし、わたしたちはどうする必要があるのか」『季刊セクシュアリティ』（エイデル研究所、2012年）44頁～51頁も参照。
- (4) 本文で指摘した事象も「性的安全への侵害」として把握可能である。しかし「性的安全への侵害」はこれに尽きるのではない。SSHに含まれると理解されているジェンダー・ハラスメントに関連する、セクシュアリティへの侵害も外すことはできない。これについては本文末尾に「補論」として概説した。こうしたSSH理解について、柳本祐加子「スクール・セクシュアル・ハラスメント」子どもの権利条約総合研究所編集『子どもの安全・安心ガイドブック』（日本評論社、2012年）79頁～80頁参照。
- (5) 堀井雅道「安全・安心に教育を受ける権利と学校」子どもの権利条約総合研究所編集『子どもの安全・安心ガイドブック』（日本評論社、2012年）64頁～68頁。

- (6) 文科省通知「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について」(2008年7月9日)
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1285251.htm, http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2009/04/01/1236264_004.pdf
- (7) 同様の指摘をするものとして、山口・前注(3)、25頁。山口は、「学校内での安全を脅かす性暴力については、まったく言及がないことは大きな問題」として、教育法学が対応しなければならない課題であるとする。
- (8) SSH 通報者等に対する保護措置がないため、被害者の被害申立に協力的な教員は、加害者とされた教員やその支持者から様々な攻撃を受ける場合がある。たとえば通勤に利用する車への損壊、その親族への脅迫など。
- (9) 性交またはその類似行為のこと
- (10) 東京高等裁判所1996年10月30日判決：児童福祉法34条1項6号にいう淫行を「させる行為」とは、児童に淫行を強制する行為のみならず、児童に対し、直接であると間接であると物的であると精神的であるとを問わず、事実上の影響力を及ぼして児童が淫行することに原因を与えあるいはこれを助長する行為をも包含するものと解される。
- (11) 山口・前出注(3) 23頁から24頁に、このメカニズムが端的に説明されている。
- (12) 母親の交際相手の男性から強制わいせつ行為を受けたとして告訴した、当時10歳の女子告訴能力を認めず、起訴内容の一部を棄却した富山地裁の判決について、富山地検が不服とした控訴審において、2102年7月3日、名古屋高裁金沢支部は、当時の女子の判断力や男性への処罰を求める供述内容などを根拠に、告訴能力を備えていたとし、一審判決を破棄し、審理を同地裁に差し戻した。この案件が示すように、こどもに対する性犯罪事案には、様々な障壁が存在することがわかる。
- (13) 大阪弁護士会編『性暴力被害者への法的支援の現状と課題』(2009年)。
- (14) さらにこどもの特性に配慮した捜査方法など司法手続きが確立していない日本では、捜査過程での二次被害や、こどもの証言の信ぴょう性に疑いが持たれるなどして、無罪判決となるケースも存在する。たとえば浦安事件(特別支援学校で起きた知的障がいのある女子に対する教員からの性的加害行為が起訴された事件で、東京高裁で無罪確定。民事裁判では原告が勝訴した。)
- (15) 大谷實『刑法講義各論新版第3版』(2009年、成文堂) 112頁、114頁。
- (16) 山口・前出注(3)、20頁～24頁で概要が紹介されている。
- (17) 金子由美子「『言えない』—それはすでにセカンドレイプ」(前出注(3) 文献、26頁～31頁)、関口久志「すすまぬセクハラ対応のなぜ?—学校・教育の問題」(同書、32頁～39頁)。
- (18) NOP 法人スクール・セクシュアル・ハラスメント防止全国ネットワーク代表理事・亀井明子。亀井の発言は、山口・前出注(3)、21頁～22頁。
- (19) 被害者支援として学校保健安全法29条は、児童生徒が危害により心理的外傷等を受けた場合は、その回復に必要な支援を行うと規定する。しかし26条の文科省解釈に基づけば、これを教員から性的加害を受けたこども自身に対する回復支援も含むと読むことは難しい。学校事故に対する補償制度として日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度があるが、給付対象に性的加害が入るかどうかは一見明らかでない。加害者対策として、文科省は2001年9月にわいせつ行為を行った教員は原則として懲戒免職との通知を各都道府県教育委員会に通知(2004年12月に文科省は改めて、児童生徒へのわいせつ行為は原則として懲戒免職である旨の通知を出し、その基準の作成を各都道府県教育委員会に求めた。)。懲戒免職とされた教員の免許状は効力を失う(教育職員免許法10条1項2号)。しかし免許は3年以上経過すれば再び授与可能であり(同法5条5項)、再発可能性の測定なくして教職に復帰できる。懲戒処分となる前に自主退職する教員もいる。この場合、免許は有効なままである。いずれの場合も、再発予防対策は実施されていない。これら教員は単に社会に放逐されるだけである。なおSSHの被害実態、それへの対応、改善策等に関する最新の情報として、第63回男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会(2012年3月15日開催) 亀井明子「指

導的立場の者による性犯罪の防止について～スクール・セクシュアル・ハラスメントの実態と防止の必要性～」報告も参照のこと（本会議議事録所収）。

- (20) これと同じ2006年国連総会で、2009年までに加盟国はこどもに対する暴力の法律による禁止措置を取ることに、信頼しうるデータ収集を実施することが決議された（A/61/299）。日本の実施状況は不明である。しかし現状を見る限り、これらが実施されたとは言い難い。
- (21) http://www.coe.int/t/dghl/standardsetting/children/default_en.asp 参照。
- (22) CRC/C/GC/13 平野裕二による抄訳（子どもの権利総合研究所編集『子どもの安全・安心ガイドブック』（2012年、日本評論社）145頁～148頁がある）。
- (23) これは、女性性器への男性性器の挿入、クニリングス、フェラチオ、肛門性交または肛門・女性性器への手・指・物の挿入を意味する。したがって日本が強かん行為を性器結合であるとする、被害者女性・加害者男性モデルを取るのとは異なり、被害者も加害者もすべての人がなりうる構成（ジェンダーレス）となっている。世界の流れは後者の構成をとる方向にある。実際、国連・拷問禁止委員会は、2007年に実施された第1回政府報告審査最終所見第25段落で現行の強かん行為について懸念を示している（CAT/C/JPN/CO/1,para25）。
- (24) 本条約は合意に基づく未成年者同士の性的行為を規制することを意図しないとされている。
- (25) こどもの間で生じる性的虐待についても言及がある。「性的活動はまた、こどもが他のこどもに対して行う場合であっても、加害者側のこどもが被害者側より相当年長である場合、または力、脅しその他の圧力手段を用いる場合には虐待とみなされる。」
- (26) この点、孔枝泳著、蓮池薫訳『トガニ—幼き瞳の告発—』（2012年、新潮社）およびそれが映画化された『トガニ』が非常に大きなインパクトを韓国社会に与え、その結果、性暴力に対する対応に大きな前進をもたらしたという韓国の最近の動きに注目したい。『トガニ』は、2000年から5年にわたって光州にあるろう学校で起きた、校長をはじめとする教職員の生徒たちへの暴行、性暴力について、それを目撃した新任教員が真実の暴露を決意、マスコミに被害を受けたこどもたちが告発。事件は法廷へと持ち込まれた。加害者4人は裁判で執行猶予付きの実刑を言い渡され、すぐ復職。この判決は当時の韓国の司法制度等に起因するものであった。この映画上映がきっかけとなり、大幅な性犯罪対策の改善が図られた。2011年10月28日、13歳未満のこどもへの性暴力犯罪の処罰に関する改正案“トガニ法”が国会を通過。・13歳未満の女子及び身体的または精神的な障がいがある女性に対し、強かんまたは準強かんの罪を犯した場合の公訴時効の排除。・身体的なまたは精神的な障がいがある女性に対し刑法第297条（強かん）の罪を犯した者は無期または7年以上の懲役とするもの。なお現在の韓国におけるこども性暴力被害者支援の現状については、第63回男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会（2012年3月15日開催）太田達也「韓国における性犯罪被害者支援及び性犯罪関連施策」報告参照（同会議議事録所収）。
- (27) 同趣旨の提案として安部哲夫「子どもに対する『性的虐待罪』の創設について」報告（2012年1月、専修大学法学研究所・今村法律研究室主催「性暴力の実態を踏まえ今後の性犯罪規定の在り方を展望する～アカデミーと市民とのコラボ～」）がある。安部は、ドイツ刑法の規定や対策を参考に、こどもの性とこどもの健全成長を守るために、新たな規範形成として「性的虐待罪」の創設を講じるべきであるとする。
- (28) これは既にこどもの権利委員会による3回目の審査の総括所見で指摘されている。こどもの売買、こども買春およびこどもの権利条約の選択議定書第12条第1項に基づいて締約国が提出した報告書の検討（CRC/C/OPAC/JPN/CO/3）、第39段落は次のような勧告を日本政府に対してしている：
 (a) 繰り返し証言するよう求められることによってこどもがさらなるトラウマを受けることがないようにするため、この分野の専門家と協議しながら、証人となる被害者のこどもに支援および援助を提供するための手続きを緊急に見直すとともに、その目的のため、当該手続きにおいて口頭での証言ではなく録画による証言を活用することを検討すること。(b) 選択議定書第8条第1項および

「子ども犯罪被害者及び証人が関わる事案における司法についての国連指針」(国連経済社会理事会決議2005/20)にしたがい、18歳未満のすべての子どもを対象として、被害を受けた子どもの権利および利益を保護するための措置を、刑事訴訟法改正等も通じて強化すること。第3回審査における子どもに対する暴力について柳本祐加子「子どもに対する暴力の禁止」子どもの権利条約NGOレポート連絡会議編『子どもの権利条約から見た日本の子ども 国連・子どもの権利委員会第3回日本報告審査と総括所見』(2011年、現代人文社)、85頁～88頁参照。

- (29) 比較法学会『比較法研究』70号(2008年、有斐閣)比較法学会シンポジウム「社会の安全と個人情報保護—子どもを被害者とする性犯罪対策を中心に—」1頁～121頁。これら刑事的対応と同時に、民事法も被害者の権利回復の問題に真摯に応答する必要がある。特に不法行為の消滅時効ついて、現在進行中の債権法改正作業の中に位置づけた上で、議論される必要がある。
- (30) 山口・前出注(3)、22頁～23頁。
- (31) 教員から子どもに対する性的加害について、教員が「真剣な恋愛関係であった」といった主張をする場合がある。これはそれほど真剣な行為で、子どもの同意の上でやったこととしたいがためのものであろう。しかし教員から子どもへの性行為を性的虐待と捉えれば子どもの合意の有無によって教師の責任が左右されることはない。これは子どもに性的自己決定能力がないというのではない。教員と子どもといった力関係において、子どもが自由に拒否する選択、恋愛関係を持ったとしても後でそこから自由に離脱できる選択も十分可能な上でなされることがあるだろうか。教員は子どもの性的自己決定能力を育む義務を負うのであって、子どもが立場上拒否できなかったことを、子どもの同意とし自らの免責を求めるのは「すり替え」でしかない。また「子どもが誘った」という主張もある。このような場合は教員がすべきことはその誘いに応じることではない。性的虐待などの兆候ではないかと認識した上で、支援制度へつなぐことなどが教員としてすべきことである。いずれの主張も自己の立場をわきまえない、まったく転倒したものでしかない。
- (32) 2012年7月に発覚した大阪市いじめ事件への、2102年8月31日までの教育委員会、文科省の対応を簡単に確認しておく。当初は責任を認めなかった市が態度を変え、第三者委員会を立ち上げ、事案の調査を行う。県教育委員会もバックアップする体制を整え、当該中学校生徒の心のケアのためスクールカウンセラーを拡充した(2012年7月13日平野文科相記者会見録等)。学校にも、警察の捜査が入り、いじめを目撃したりした生徒に対し保護者同伴の上、暴行、恐喝、窃盗、強要、脅迫、器物損壊の容疑に基づく警察による事情聴取も始まった(西日本新聞9月1日)。文科相は、警察が捜査に入ったことは遺憾であるが(同年7月13日記者会見)、再発防止のため警察との連携を取ることも考える。調査や事情聴取のありかたについて文科省としても見極めたい(同年7月10日会見)。再発防止を目的として警察との連携を図り、再発防止策を作りたいと国家公安委員長と話をした。むしろこれまでいじめに関するアクションプランをとってこなかったのではないかと思う(同年7月17日会見)。市が第三者委員会を設置することについては、中立的な立場での調査委員会は当然設置する必要があるものである(同年7月13日会見)。副大臣、職員を派遣して情報収集や調査等に関する助言を行った(同年7月20日会見)。8月1日に大臣官房に「子ども安全対策室」を発足させる。その役割は「いじめの問題が背景にある児童・生徒の自殺」、「部活動等、教育指導中の事故」、「不審者による凶悪な事件」、「甚大な被害をもたらした自然災害」など、子どもの生命・安全が損なわれるような重大な事案・事故への対応。二つ目、子どもの生命・安全が損なわれる危険性がある事態への対応について学校や教育委員会を直接的に支援することである。これらは地方教育行政法48条、49条、50条、53条に基づくものである(同年7月31日会見)。自殺総合対策大綱にいじめ問題もあるので、子ども安全対策室の具体的な施策を検討中である(同年8月28日会見、自殺総合対策大綱については後出注・34参照)。いじめ被害当事者から直接お話を本日伺う。これは大変いい機会である(同年8月31日会見)。学校内で起きた、学校関係者間で起きた暴力行為という点でSSHと共通するいじめ問題に対しこの対策室、文科省、警察、教育委員会、学校等

がどのように対応するか注視しているところである。「再発防止」という観点から警察との連携をとろうとすることや、被害当事者に直接ヒアリングするなど、これまでにない対応を文科省が取り始めている。第三者委員会設置なども含め、SSH問題にも適用可能な手法である。けれどもこの対策室は学校保健全法やそれに基づく学校安全計画の枠組みを踏襲するもので、やはりこどもの性的安全は対象から外れている。改正・自殺総合対策大綱には、後出・注34の引用部分の波線を付した「性暴力被害者」への配慮もある。それゆえ SSH被害者にもいじめ被害者と同様な配慮が文科省レベルでもなされる必要があるはずである。性的安全の侵害もいじめと同様の熱意をもって取り組まれるべき重要な案件である。どうやって性的安全の確保を「学校安全」の枠組みに入れていくか、教育やこどもの人権擁護活動に携わる者にとっても大きな課題であり、責任である。なお2010年にニューヨーク市の学校安全取組みについて実地調査を行った。同市教育委員会の学校安全規定は、児童・生徒に対する教職員をはじめとする学校関係者による性的に不適切な接触に関する規定を持つ。これによれば、学校等による調査においてこうした行為があったことが判明した場合はただちに学校はその調査を打ち切り、その旨保護者に連絡すると同時に、それが犯罪に該当する可能性がある場合には、学校長は警察に通報しなければならないとする。

- (33) 現在の学校文化とセクシュアリティを論じ、セクシュアリティ、ジェンダーアイデンティティへの侵害としての性的安全の侵害に曝された子どもたちへの支援のためのネットワークなどについて紹介する文献として加藤慶・渡辺大輔編著『セクシュアルマイノリティをめぐる学校教育と支援～エンパワメントにつながるネットワークの構築にむけて』（開成出版、2010年）をあげておく。
- (34) 今年5年ぶりに改正された「自殺総合対策大綱」（2012年8月28日閣議決定）に、セクシュアル・マイノリティへの配慮の必要性が書き込まれた。大綱14頁「4. 関係者の連携による包括的な生きる支援を強化する 自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されている。今後は、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等で連携を進める際、自殺対策に関連する様々な関係機関・団体のネットワークだけでなく、これら関連分野の関係機関・団体又はそのネットワークとの連携体制を確立して、より多くの関係者による包括的な生きる支援を展開していくことが重要である。」大綱16頁「(2) 教職員に対する普及啓発等の実施 児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、自殺の危険性の高い児童生徒等に気づいたときの対応方法などについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成・配布などにより取組の支援を行う。自殺者の遺児に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。」(傍線は筆者による)
- (35) 国際人権法のレベルの重要な文書として、①2006年に採択された「ジョグジャカルタ原則（性的指向および性的自認に関連する国際人権法の適用に関する原則）」(谷口洋幸による日本語訳が前出注・33、196頁以下にある)、②2010年第17会期国連人権理事会「人権、性的指向および性的自認」決議(A/HR/17/L.9/Rev.1)をあげておく。人権理事会決議は、セクシュアル・マイノリティに対する暴力や差別の実態調査を2011年12月までに実施することや、第19会期人権理事会でこうした問題に関するパネル開催を求めている。これに基づき第19会期中2012年3月7日に、南アフリカとブラジルがスポンサーとなってパネルが開催された。